

# お知らせ

## 第51回衆議院議員 総選挙結果

選挙管理委員会（☎ 23 - 2330）

2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙当別町開票区の結果をお知らせします。

- ▼選挙当日の有権者数 13,215人
- ▼投票者数 小選挙区 8,349人（63.18%）  
比例代表 8,349人（63.18%）

### 小選挙区（当別町開票区：得票順）

党派別	氏名	得票数
自由民主党	和田 よしあき	4,784
中道改革連合	池田 まき	3,293

（無効投票数 272票）

### 比例代表（当別町開票区：得票順）

名簿届出政党等の名称	得票数
自由民主党	3,236
中道改革連合	1,846
国民民主党	658
日本共産党	538
参政党	535
チームみらい	434
日本維新の会	286
れいわ新選組	257
日本保守党	197
社会民主党	105
減税日本・ゆうこく連合	104

（無効投票数 153票）

広 告

広 告

広 告

広 告

# お知らせ

## 自動車・軽自動車の 住所変更等は3月末まで

税務課税務係（☎ 23 - 2332）

### 自動車税

4月1日現在の登録に基づいて課税されます。引っ越しによる住所変更、自動車の売買、自動車を使用しなくなった時は北海道運輸局札幌運輸支局で手続きが必要です。

**問** 北海道運輸局札幌運輸支局（☎ 050 - 5540 - 2001）

#### ■ 住所変更の手続きが間に合わない時は

納税通知書を確実にお届けするために、北海道運輸局で住所変更の手続きを3月31日までに行ってください。

手続きが間に合わない場合は、道税ホームページの「自動車税住所変更手続」から送付先を変更してください。



**問** 札幌道税事務所自動車税部（☎ 道税ホームページ 011 - 746 - 1190）

### 軽自動車税

定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。廃車、住所変更、譲渡等の手続きは3月31日までに行ってください。所有者が亡くなった場合も手続きが必要です。軽自動車税は、月割課税ではありませんので、手続きを忘れると1年分の税金を納めることとなります。詳細は、町ホームページをご確認ください。



町ホームページ

#### <手続きを行う機関>

車種	手続き先
・ 特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど） ・ 原動機付自転車（125cc以下） ・ 小型特殊自動車（トラクタ、ホイロローダなど） ・ ミニカー（三輪以上21cc～50cc）	役場税務課税務係 ※廃車手続きの場合はナンバープレートを持参ください。 ※札幌99から始まる車両番号の車両は役場で手続き後、北海道運輸局札幌運輸支局にて別途手続きが必要です。
・ 三輪および四輪以上の軽自動車（「札幌5〇〇（4〇〇～）ナンバーなど）	軽自動車検査協会札幌主管事務所（札幌市北区新川5条20丁目1番21号・☎ 050-3816-1763）
・ 二輪の軽自動車（126cc～250cc、「1札幌（札幌）～」ナンバー） ・ 二輪の小型自動車（250cc超、「札幌～」ナンバー）	北海道運輸局札幌運輸支局（札幌市東区北28条東1丁目・☎ 050 - 5540 - 2001）

※閉庁日等は各手続き先で確認ください。

広告

広告

広告

## 国保の加入脱退・進学で転出する際の手続き

### 加入・脱退手続きはお済みですか？

職場を退職し国民健康保険に加入するときは、退職後 14 日以内に社会保険等資格喪失証明書と加入する方全員のマイナンバーが分かるものを持参し、役場の国保・後期高齢者医療係窓口または西当別支所窓口で加入の手続きを行ってください。なお、西当別支所で手続きを行った場合、資格確認書は後日郵送となります。

また、会社などに就職し、国保以外の健康保険に加入した場合は、国保を脱退する方全員の新しい資格確認書または資格情報のお知らせと、マイナンバーが分かるものを持参して脱退の手続きを行ってください。

加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではなく、ご自身での手続きが必要です。

### 進学で転出する場合の国保の手続きは？

進学するために当別町から転出する場合は、当別町の国民健康保険に引き続き加入することができます。国保・後期高齢者医療係窓口または西当別支所窓口で手続きが必要となりますので、本人確認書類、在学が確認できる書類（在学証明書・学生証の写しなど）、世帯主の方と転出する方のマイナンバーが分かるものを持参ください。

**問** 住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

## 国民年金保険料の学生納付特例制度について

学生の方は、本人の所得が一定額以下（128 万円 + 扶養親族等の数 × 38 万円 + 社会保険料控除等）の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

承認期間は 4 月から翌年 3 月までとなり、申請をする方は、在学証明書や学生証等の学生であることを証明するものを用意のうえ、申請書での申請またはマイナポータルでの電子申請で手続きください。

保険料の納付期限から 2 年を経過していない期間（申請時点から 2 年 1 か月前までの期間）はさかのぼりでの申請も可能です。なお、前年度まで学生納付特例制度を利用しており、令和 8 年度は保険料の納付を希望される場合は、年金事務所に申し出ください。

**問** 札幌北年金事務所（☎ 011 - 717 - 4115）



国民年金機構  
ホームページ

## 役場 1 階の北海道銀行 ATM を撤去します

役場 1 階に設置されていた北海道銀行 ATM は、北海道銀行からの申し出により、撤去されることとなりました。利用可能期間は令和 8 年 3 月 30 日（月）16 時 30 分までです。なお、撤去工事は令和 8 年 4 月 4 日（土）・5 日（日）を予定しています。

**問** 北海道銀行当別支店（☎ 23 - 2132）

広 告

広 告

広 告

# お知らせ

## 当別町議会 3月定例会関係日程のお知らせ

議会開催中は、ライブ中継をインターネットにより配信しています。

日程・内容等は変更する場合がありますので、町議会ホームページでご確認ください。

**問** 議会事務局総務係  
(☎ 23 - 3247)

町議会ホームページは  
こちら→



日にち	時間	場所	会議名	内容等
3月3日(火)	13時～	議場	本会議	町政・教育行政執行方針等
3月4日(水)	13時～	議場	総務文教常任委員会	所管事務調査等
3月5日(木)	13時～	議場	産業厚生常任委員会	所管事務調査等
3月6日(金)	10時～	議場	本会議	執行方針代表質問等
3月9日(月)	10時～	議場	予算審査特別委員会	提出資料説明
3月11日(水)	10時～	議場	本会議	一般質問
3月12日(木)	10時～	議場	本会議	一般質問
3月16日(月)	10時～	議場	予算審査特別委員会	各会計予算審査・起草委員会設置
3月17日(火)	10時～	議場	予算審査特別委員会	起草委員会報告
3月18日(水)	10時～	議場	予算審査特別委員会	予算審査特別委員会報告、議案審議等
			本会議	

## 後期高齢者医療高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。世帯で1年間(8月1日～翌年7月31日)の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額(世帯の限度額)を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。該当と思われる方には3月下旬以降に申請案内を送付しますので、忘れずに国保・後期高齢者医療係窓口へ申請ください。

なお、新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

また、次のいずれかに該当する場合は支給対象とはなりません。

- ・医療費または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合。
- ・支給額が500円以下の場合。

**問** 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

### 自己負担限度額表

【計算期間：令和6年8月1日～令和7年7月31日】

負担割合	区分		基準額(世帯の限度額)
3割	現役並み所得者		【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円
2割	一定以上所得者		56万円
1割	一般		
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方  
 ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。)、または老齢福祉年金を受給している方

広告

## 確定申告はお済みですか

役場での所得税の確定申告は、3月13日まで受け付けています。3月16日以降は札幌北税務署にお問い合わせください。なお、申告される方はあらかじめ予約してお越しください。電話での予約は3月6日まで受け付けています。

確定申告に関する詳細は、町ホームページまたは、広報とうべつ1月号P11、広報とうべつ2月号P10をご確認ください。町ホームページ



内容	問い合わせ先
所得税の内容等	国税相談専用ダイヤル (☎ 0570 - 00 - 5901)
日程・必要書類等	役場税務課税務係 (☎ 23 - 2332)
役場の申告予約 (3月6日まで)	予約専用ダイヤル (☎ 27 - 5095)
3月16日以降の 申告について	札幌北税務署 (☎ 011 - 707 - 5111)

## 3月は滞納整理強化月間！

3月31日は、国民健康保険税（第9期分）の納期限です。納期限までに納付しない場合は、督促状の発付や延滞金がかかる場合があります。

町税は福祉や教育、道路整備など、まちづくりを支える大切な財源です。町では納期限までに納付している方との公平性を保つために、3月を「滞納整理強化月間」として、徴収対策を進めます。町税の滞納が続くと、地方税法に基づき延滞金が加算され、同法に基づく滞納処分（財産調査および差押）を実施します。

夜間窓口も開設していますので、病気や失業など、やむを得ない事情により直ちに納付することができない方は相談ください。

**問** 税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

## 水道の届け出を忘れずに

引っ越しなどで水道の使用停止や開始する時は、住民票の住所変更とは別に、水道の届け出が必要です。届け出は上下水道課窓口のほか、電話や電子申請でも受け付けています。

水道の使用停止の届け出がない場合、水道を使用していなくても水道料金・下水道使用料がかかりますので、忘れずに連絡ください。退去される際は凍結などの事故を防ぐため、水道の使用が終わり次第、水抜きをお願いします。

また、所有者や使用者の死亡等による名義変更や建物を取り壊す場合なども、届け出が必要です。

**問** 上下水道課業務係 (☎ 22 - 2411)

## 電気使用開始には通電が必要です

令和8年5月より、引越しなどで電気の使用を開始するには、電力会社（小売電気事業者）への使用開始手続き後に、ほくでんネットワークによる遠隔通電操作が必要です。事前の申し込みが無い場合、希望日から電気を使用できない可能性があるため、電力会社へ早めに申し込みください。

**問** ほくでんネットワーク 札幌北ネットワークセンター (☎ 0120 - 060 - 328、ガイダンス5)

## 「子ども110番の家」の登録者を募集

「子ども110番の家」とは、子どもが付きまといや痴漢などに遭遇した際に、一時的に緊急避難できる個人宅や事業所です。地域ぐるみで子ども達の安全を守るボランティア活動になります。

町では、防犯協会と連携をし、新規登録者を募集しています。

**問** 当別町防犯協会事務局 (☎ 23 - 2711)、環境生活課 町民生活係 (☎ 23 - 3209)



子ども110番の家ステッカー 新規登録フォーム

## 広告

# お知らせ

## 子宮頸がんワクチンのお知らせ

子宮頸がんは20～30代を中心に増加する病気で、毎年約1万人が罹患し、約3,000人が亡くなるとされています。子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）は、多くの女性が一度は感染するとされ、子宮頸がんワクチンでHPVの感染を防ぐことが、がんへの予防策となります。

ワクチン接種の積極的勧奨が控えられていた時期に、定期予防接種対象であった世代に対する「キャッチアップ接種」は、令和8年3月末が期限です。ワクチン接種を希望される方は、期限内にぜひお申し込みください。

### 対象者

【定期】小学6年生～高校1年生相当の女子

※標準的な接種期間は中学1年生

【キャッチアップ】過去に子宮頸がんワクチンを合計3回接種していない平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれ的女子

※令和4年4月1日～令和7年3月31日までに1回以上接種した方のみ

料金 無料

### 持参するもの

母子健康手帳、マイナンバーカード等の本人確認ができるもの、予診票（予診票がない場合は健康推進係まで連絡ください。）

実施場所 健康ひろば・実施医療機関（本誌P24）に掲載。

### 注意事項

実施医療機関以外で接種を希望する場合は、健康推進係まで連絡ください。手続きには1週間ほど時間がかかります。過去に2価・4価のワクチンを接種した方は、原則同じ種類の接種することをお勧めしますが、9価のワクチンを希望する場合は、接種医療機関に問い合わせください。

問 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎23-4044）

## 特定健診を受け忘れていませんか？

受診券の有効期限は3月31日までです。紛失された方は健康推進係まで連絡ください。3月は混みますので、早めに予約し受診しましょう。詳しくは健康ひろば（本誌P24）又は町ホームページをご確認ください。

対象 3月31日までに40歳～74歳になる当別町国民健康保険に加入の方 持参 受診券（緑色）、マイナ保険証等保険資格が確認できるもの、700円

問 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎23-4044）

## 北海道後期高齢者医療広域連合の運営協議会委員を募集しています

制度の運営に関する重要事項を審議していただく、運営協議会委員を募集しています。

要件 議員や公務員等を除く道内に在住の満18歳以上の方 任期 令和8年7月から2年間（開催は年2回を予定） 人数 5名 報酬 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します。

応募 北海道後期高齢者医療広域連合および国保・後期高齢者医療係窓口にある応募要領をご確認ください。期限 4月30日（木）

問 北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）

## ボランティアの集いを開催します

当別町内在住でボランティア登録されている方を対象に、話題のスポーツ「モルック」を通じて、ボランティア会員の交流を図ります。

日時 3月14日（土）  
9時30分～13時

場所 ゆとろ多目的ホール

問 当別町社会福祉協議会（☎27-5011）



昨年のボランティアの集いの様子

広告

広告

## 不法投棄はダメ、絶対！！

不法投棄やごみの焼却は法律で禁止されており、個人は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金（または併科）、法人は3億円以下の罰金が科せられます。町でもパトロールを行っています。道路や公共施設での不法投棄を見つけた場合は、警察または役場にご連絡ください。

また、私有地への不法投棄は、土地や建物の所有者・管理者が処理しなければいけません。不法投棄をさせないためにも、人が立ち入れないように囲いを設けるなど、日ごろから土地の管理には十分注意してください。

**問** 環境生活課環境対策係（☎ 23 - 2503）

## 町内で見かけるキツネについて

キツネは鳥獣保護管理法により保護されているため、原則として駆除ができません。キツネはエキノコックス症の原因となる寄生虫を保有していることがあります。キツネを近づけさせない環境をつくり、エキノコックス症の予防に努めましょう。また、キツネを寄せ付けないため、以下の対策を講じましょう。

### 【キツネを寄せ付けないための対策】

- ① **餌となるものを置かない**：残飯、生ごみ、犬や猫の餌を屋外に放置しない。
- ② **ゴミの管理**：生ごみが散乱しないよう、ごみステーションの管理を徹底する。
- ③ **餌付けの禁止**：キツネに餌を与えない。
- ④ **追い払い**：キツネを見かけたら大きな音を立てて追い払う。
- ⑤ **忌避剤の使用**：木酢液など、キツネが嫌がるものをまく。
- ⑥ **侵入防止**：物置などの戸締りをしっかり行い、柵やネットで敷地への侵入を防ぐ。

**問** 環境生活課環境対策係（☎ 23 - 2503）

## 令和8年度当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金について

二酸化炭素の排出削減を目的に、再エネ設備の導入補助を予定しています。受付開始は6月以降となりますので、詳細が決まり次第、広報・町ホームページにてお知らせします。

補助対象設備は、太陽光発電設備、蓄電池（太陽光を同時に設置する者）、ZEH、薪・ペレットストーブ、地中熱ヒートポンプ、寒冷地エアコン、エコキュートを予定しています。

**問** ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係（☎ 27 - 5089）

## 移動献血車が来ます！献血にご協力ください

**日時** 3月12日（木）13時30分～14時45分  
ゆとろ、15時15分～16時30分 JA北いしかり本部

**問** 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）

## 町政功労者逝去

鈴木 智久さん

令和8年1月30日逝去（87歳）

令和4年 町政功労者賞受賞

<経歴>

平成9年から令和2年まで当別町駐在員・当別町行政推進員として、平成25年から令和5年まで当別町表彰審議会委員として、その他当別町防災会議委員、当別町地域公共交通活性化協議会委員、当別町総合計画審議会委員、当別町青少年問題協議会委員などを歴任され、町政に寄与されました。

謹んでお悔やみ申し上げます。

広 告

広 告

# お知らせ



## 当別消防署からのお知らせ



### 令和7年 救急出動状況

令和7年の救急出動件数は994件（前年比70件減）、搬送人員は872人（前年比49人減）で過去最多であった前年を下回る件数となりました。人口割で見ると、町民の約17人に1人が救急搬送されたことになります。

#### 過去5年間の救急出動件数と搬送人員

	R3	R4	R5	R6	R7
救急出動件数	814件	918件	1,048件	1,064件	994件
搬送人数	756人	833人	915人	921人	872人

同じ時間帯に出動できる救急車の台数には限りがあります。救急車を本当に必要としている方のために、救急車の適正利用にご協力をお願いします。体調が優れない時はできるだけ早めの病院受診や必要な受診を控えないようにする等の対応をお願いします。

救急車の適正利用とは、本当に必要だと判断した場合には救急車を呼ぶことであり、どんな状況でも救急車を呼べないということではありません。判断に迷う場合は看護師が助言をしてくれる、救急安心センターさっぽろ「#7119」または「011 - 272 - 7119」を活用ください。

**問** 救急課救急係（☎ 23 - 2537）

### 令和7年 火災概要

令和7年の町内の火災件数は7件で、前年と同件数となりました。火災の原因は、建物火災は電灯・電話等の配線によるものが1件、たばこによるものが1件、こんろによるものが1件、放火の疑いによるものが1件、不明が1件、車両火災は内燃機関によるものが1件、ベアリング破損によるものが1件でした。

#### 令和7年 月別発生状況とその内訳

1月	2月	3月	4月	5月	6月
-	-	-	-	建物1	建物2 車両1
7月	8月	9月	10月	11月	12月
-	-	建物1	建物1	-	車両1

建物火災では、昨年も住宅火災により1名の方の尊い命が奪われています。住宅用火災警報器を設置している住宅は、設置していない住宅と比べると死傷者が半数ほどに減るため、今一度、住宅用火災警報器の点検を行い住宅防火を徹底しましょう。一人ひとりが防火の心を忘れずに、『火災のないまち、当別町！』を目指しましょう。

**問** 予防課予防係（☎ 23 - 2537）

### 令和8年1月より林野火災警報・注意報の運用を開始しました！

林野火災を予防するために、林野火災が発生しやすい気象状況となった際に警報等を発令し、注意喚起と森林内での火の使用制限を行います。

▼対象期間 3月～6月まで

▼対象区域 地域森林計画等の対象となる森林の区域

▼発令基準 合計降水量、乾燥・強風注意報の発表状況が一定の基準に達した場合

▼制限内容 火入れ、たき火、喫煙などの火の使用制限

※警報は罰則を伴う義務、注意報は努力義務が課せられます。

▼周知方法 発令・解除の際は、消防のホームページやSNSなどの他、車両による広報パトロールなどにより周知します。

▼その他 制度の詳細は消防のホームページをご確認ください。

**問** 予防課予防係（☎ 23 - 2537）



消防  
ホームページ

## 広告